

## 福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則案について（概要）

### 1 概要

令和2年9月議会に議案上程される「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例案」では、条例の施行に当たって必要な手続き等を規則で定めることとされています。これを受けて、本規則案により必要な事項を定めるものです。

### 2 規則案の要旨

#### ○ 第1章 総則

- ・指定希少野生動植物種の器官及び加工品について定めるものであること。（第2条関係）
- ・指定希少野生動植物種の指定案の公示等の手続きについて定めるものであること。（第3条関係）
- ・公聴会について定めるものであること。（第4条関係）
- ・指定希少野生動植物種の指定に係る提案書について定めるものであること。（第5条関係）

#### ○ 第2章 指定希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する規制等

- ・捕獲等の禁止の適用除外について定めるものであること。（第6条関係）
- ・捕獲等の許可の目的について定めるものであること。（第7条関係）
- ・捕獲等の許可の申請手続き等について定めるものであること。（第8条関係）
- ・捕獲等の許可を受けて捕獲等をした個体の取扱方法について定めるものであること。（第9条関係）
- ・捕獲等の届出の手続きについて定めるものであること。（第10条関係）
- ・譲渡し等の禁止の適用除外について定めるものであること。（第11条関係）
- ・所持の届出の手続き等について定めるものであること。（第12条関係）

#### ○ 第3章 生息地等の保護に関する規制等

- ・生息地等保護区及び管理地区の指定案の公示の手続きについて定めるものであること。（第13条及び第14条関係）
- ・管理地区内における行為の許可の申請手続き等について定めるものであること。（第15条及び第16条関係）
- ・管理地区内における許可を要しない行為について定めるものであること。（第17条関係）
- ・管理地区内における非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出及び許可を要しない届出の手続きについて定めるものであること。（第18条及び第19条関係）
- ・立入制限地区内における立入りの制限の対象とならない行為について定めるものであること。（第20条関係）

- ・立入制限地区内への立入りの許可の申請手続き及び許可を要しない届出の手続きについて定めるものであること。(第 21 条及び第 22 条関係)
- ・監視地区内における行為の届出の手続きについて定めるものであること。(第 23 条関係)
- ・監視地区内における届出を要しない行為について定めるものであること。(第 24 条関係)
- ・損失の補償の手続き等について定めるものであること。(第 25 条関係)
- **第 4 章 保護回復事業**
  - ・保護回復事業の確認又は認定の申請手続きについて定めるものであること。(第 26 条及び第 27 条関係)
  - ・認定保護回復事業の公示の手続きについて定めるものであること。(第 28 条関係)
- **第 5 章 雑則**
  - ・希少野生動植物種保護推進員の活動期間等について定めるものであること。(第 29 条関係)
  - ・国等に関する特例の対象となる地方公共団体に準ずる者について定めるものであること。(第 30 条関係)
  - ・国等が行う行為のうち、知事への事前協議が必要のない行為について定めるものであること。(第 31 条関係)
  - ・教育又は学術研究のための捕獲等の届出及び鉱物の採掘等の届出の手続き等について定めるものであること。(第 32 条から第 35 条まで関係)
  - ・所持の特例における届出の手続き等について定めるものであること。(第 36 条関係)

### 3 施行期日（予定）

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第 1 章の規定は、公布の日から施行する。